



品川区長 殿

2023 年 3 月 31 日

令和4年度第三者評価結果報告書

〒153-0063
住所 東京都目黒区目黒2丁目10番
5の101号
電話番号 03-3495-4283
評価機関名 特定非営利活動法人
関東シニアライフアドバイザー協会
代表者氏名 佐 藤 昌 子

下記のとおり評価を行ったので報告致します

対象事業所	すまいるスクール鈴ヶ森												
評価者	1	山田 紀子											
	2	田尻 由起											
	3												
	4												
評価実施期間	2022	年	8	月	10	日	～	2023	年	3	月	31	日
利用者調査実施時期	2022	年	9	月	15	日	～	2022	年	10	月	31	日
訪問調査日	2022	年	11	月	26	日							
評価者合議日	2022	年	12	月	2	日							
評価結果報告日	2023	年	3	月	31	日							



詳細講評

評価基準

A	評価項目を実施している
B	評価項目を実施しているが十分ではない
C	評価項目を実施していない

I 放課後児童健全育成事業の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

通番	評価項目	評価	講評
	(1) 理念・基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念・基本方針が確立・明文化され、職員及び利用者等に周知している。	A	区の運営基本方針に基づいて、区内の全児童を対象に、学校施設内を活用した安心・安全な放課後の居場所として運営されています。①放課後の学習の場②家庭の代替え機能としての生活の場③児童の遊び・文化活動の場の3つの機能に留意した運営が行われています。運営委託先には契約時に理念・方針を伝え、入学予定の全家庭にパンフレット等案内を郵送しています。

I-2 運営状況の把握

	評価項目	評価	講評
	(1) 運営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 事業を取り巻く環境と運営状況を的確に把握し学校と連携して対応している。	A	当事業は区の全児童放課後等対策事業として実施し、区内すべての区立小学校・義務教育学校に設置しています。国の施策である「新・放課後子ども総合プラン」として「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体的に運営しています。国の子育て支援政策の動向や保護者からの要望を踏まえ、間食の提供や時間延長の実施、利用料金の改定が行われるなど、状況や環境の変化に応じて様々な見直しが行われてきました。現在は業務運営を一部委託化するとともに、区の職員1名を担当指導員として37の全施設に配置し、6ブロック3グループ制となり、各ブロックにはブロック長を配置し、2ブロックをグループ長が統括しています。担当指導員は全体会、各ブロック会議等を通じて情報の共有・全体的視野を持ち、委託先とコミュニケーションをとり、スムーズな運営や児童への共通理解等を図っています。
3	② 運営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	

I-3 事業計画の策定

評価項目		評価	講評
(1) 事業計画が適切に策定されている。			
4	① 前年度中に翌年度基本方針を踏まえた年度の計画を策定している。	A	年間事業実施計画は、毎年2月頃に作成されます。各施設ごとに、それぞれの地域、学校、すまいるスクールの状況・特性を現状分析し、3つの機能への取組みと翌年度の課題について明らかにしています。また、児童対象事業（低学年・高学年）、保護者参加事業、幼保連携事業、地域等との協働他の4事業については目的・目標、内容の策定も行っています。 年度計画の実施状況の把握と見直しは、ブロック会議や各担当会議で検討の上で行われています。今後、コロナ禍において制限していた事業計画の再開にともない、保護者等への周知方法については、より丁寧で理解しやすいお知らせの工夫が期待されます。
5	② 事業計画をふまえたすまいるスクールの運営や活動内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促している。	B	
6	③ 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	

I-4 放課後児童健全育成事業の質の向上への組織的・計画的な取組

評価項目		評価	講評
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
7	① 放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	当事業の活動は、フリータイム、学習タイム、教室・イベントが主要な活動となっています。フリータイムについては、特に学童クラブの存在が必要とされる児童達にとって、とても重要な取り組みとなっています。児童一人ひとりの自主性・主体性を尊重し、創造性を高め、異年齢との関わりの中で社会性を身につけ、様々な遊びを通じた体験ができるよう計画されています。 取り組み内容や留意点、課題等はブロック会議や全体会で話し合わせ、委託スタッフにも共有できるようにしています。
8	② 組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	

II 組織の運営管理

II-1 担当指導員の責任とリーダーシップ

評価項目		評価	講評
(1) 担当指導員の責任が明確にされている。			
9	① 担当指導員は自らの役割と責任を委託職員に対して表明し、理解を図っている。	A	担当指導員は、区が定めるすまいるスクールに関する各種条例、規則、基準、事業概要、仕様書等運営に関係する事項について委託リーダーやスタッフに説明し、理解の促進を図っています。ミーティングの際には、情報を共有し、必要な人数や時間ごとの職員配置等について仕様書に合わせた配置ができるように取り組んでいます。 マニュアルに記載されている3つの条例等の他に年々改定される児童福祉法や子どもの権利に関する条約、子ども・子育て支援法を含む子ども・子育て関連三法等についても、定期的にミーティング等で、再確認しておくことが望まれます。
10	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B	

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
11	① すまいるスクールの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A
12	② 運営の見直しや業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A

鈴ヶ森小学校の児童数628名のうち、すまいるスクール登録児童は304名であり、平均参加人数は112名です。担当指導員は、学校との理解を深めながら、日々の運営を行っています。委託スタッフのミーティングにも参加して区の方針、学校の情報、児童への対応、運営状況等を委託リーダーに説明し理解を図っています。シフト作成へのアドバイスや自身が気づいたこと、研修で学んだこと等も委託スタッフに伝えています。

Ⅱ-2 放課後児童支援員など人材の確保・育成

評価項目		評 価	講 評
(１) 放課後児童支援員など専門人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
① 職員の放課後児童支援員取得状況を把握し、人員配置について計画的な配置体制が整備されている。	A	担当指導員は運営や活動の取り組みについて委託リーダーと綿密に打ち合わせを行っています。保護者会等の学校の行事や利用予定の状況に合わせて、スタッフの態勢を柔軟に決められるように委託リーダーと連携し、適切で計画的な配置が組めるようにしています。 勤務シフト表は前月の25日までにブロック長に提出することになっており、シフトに欠員等があった場合には委託先がバックアップ体制を取れるようにしています。	
② 適正な人員配置に向け職員とともに確認や調整を行っている。	A		
(２) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
① 職員の就業状況を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	担当指導員は仕様書に基づいた人員配置が行われるように確認をしています。スタッフは非常勤が多数であるため、シフト表作成の際には、勤務体制の不備や偏りがないよう、アドバイスや確認を行っています。また、ミーティングではスタッフの意見が反映されるように配慮しています。委託先事業者は、自社の福利厚生や研修制度等に取り組むとともに、スタッフへの支援を行っています。	
(３) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
① 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し実施している。	A	担当指導員の研修は、区担当課の年間研修計画に沿って行われています。委託先スタッフの教育・研修は委託先の研修制度に基づいて実施しています。各指導員は、スタッフが参加できる都や区の研修について委託リーダーに事前に伝え、受講を勧めています。また、自身が受講した研修内容はミーティング等の際に施設内研修を行ったり、資料を提供するなどして、委託リーダーやスタッフが共有できるように取り組んでいます。	
② 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	評価項目	評価	講評
	(1) 事業主体の運営の透明性を確保するための取り組みが行われている。		
18	① 公正かつ透明性の高い適正な運営のための取組を行っている。	A	すまいるスクールの事業内容は、区の事業運営基本方針や条例、区のホームページ等で確認することができます。保護者に対する必要な連絡事項は、すまっぴのメール機能を活用する等で発信しています。すまいるスクールの活動を十分に保護者に伝えるため、定期的なお知らせの発行を再開し、保護者へ周知することが望まれます。
19	② 運営の透明性を確保するためのお知らせや周知を行っている。	B	

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価項目	評価	講評
(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
① すまいるスクールと地域との交流を広げるための取組を行っている。	B	年間事業計画で「地域等との協働」を掲げ、お話し会、パソコン、囲碁、体づくり、ハンドベル、タグラグビー、ぶんぶん教室等の外部講師による教室等を予定していました。コロナ禍で実施を見合わせていましたが、10月からようやく囲碁と体づくり教室の再開に漕ぎつけました。委託スタッフが実施しているイベントは、指導員のアドバイスに基づいてコロナ禍においても様々な工夫が行われており、クラフトを中心に豊富な内容で実施されています。また、児童の手づくりカレンダーを近隣の高齢者施設に届けています。外部講師（ボランティア）等の受け入れは運営マニュアルに沿って、ボランティア登録をすることになっており、ボランティア保険加入も明記されています。児童や保護者が地域で日常生活を安心・安全に送るために不可欠である地域の住民や町会、商店会等との協力関係を、すまいるスクールでも学校とともに構築することが課題となっています。
② 外部講師（ボランティア）等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	B	
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
① すまいるスクールとして必要な社会資源を把握し、関係機関等との連携を図っている。	A	運営に必要な関係機関との繋がりや連携については、学校、児童センター、子ども家庭支援センター、児童相談所等と連携して児童の状況を把握し、児童の安全確保と健全育成に努めています。

Ⅲ 適切な育成支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の育成支援

評価項目	評価	講評
(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
① 子どもや保護者等を尊重した育成支援について共通の理解を持つための取組を行っている。	A	児童の健康状況を含む保護者と児童に関する情報は、利用登録申請の際に提出する利用登録書兼利用児童状況票に保護者が必要に応じて記載し、適切に保存されています。担当指導員は委託リーダーと綿密に打合せを行い、スタッフ間のコミュニケーションや事業運営、児童への共通理解の促進を図っています。また、委託リーダーが毎日行うスタッフミーティングにオブザーバーとして参加することで、情報共有を図るとともに、児童や保護者のプライバシー保護について配慮した運営ができるようにしています。
② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した育成支援を行っている。	A	
(2) すまいるスクール登録・利用に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
① 利用希望者に対して必要な情報を提供している。	A	区が発行するパンフレット「品川区すまいるスクール」や、施設独自のリーフレットを作成し、区ホームページで公開するなど情報提供を行っています。新1年生家庭には郵送で、低学年生や利用希望する児童には登録書類を配布しています。パンフレットには、一日の流れや活動内容、入退室のシステム等が説明されています。電子チップが内蔵されたカードをカードリーダーで読み取る方式で入退室管理がなされており、保護者の携帯端末に送信されるようになっています。（略称「すまっぴ」）
② すまいるスクールの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	A	
評価項目	評価	講評
(3) 子どもや保護者等の信頼関係の向上に努めている。		
① 子どもや保護者等との信頼関係を図るうえで、すまいるスクールとして意識的に取り組んでいることや仕組みがある。	B	「すまっぴ」で児童の入退室の時刻を保護者の端末に通知したり、連絡メッセージを配信しています。連絡メッセージには、悪天候によるお迎え依頼や提出の締め切りの告知、教室中止、日程変更等についての30種類の定型文があります。ただ、児童のカード紛失や入退室時の打刻忘れなどに注意が必要であり、施設ごとに工夫がされています。トラブル等については必ず保護者に連絡し確認・報告をしています。また、日々利用児童数や利用時間が異なるため、学年や発達に合わせた活動については、施設の特性に応じて学校と活動場所を調整し、活動内容を工夫するなど努力しています。
② 子どもの学年や発達段階に応じた伝え方の工夫や活動内容の提案・設定を行っている。	B	

(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
29	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A
30	② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し周知している。	A
31	③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A
(5) 安心・安全な育成支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
32	① 安心・安全な育成支援を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	A
33	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A
34	③ 活動中の子どものけがや事故に対し、対処すべきことや保護者等への連絡などが適切に行われ、その取組を職員間で共有している。	A
35	④ 災害や火事などの発生時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	A

Ⅲ-2 育成支援の質の確保

評価項目		評価	講評
(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立されている。			
36	① 育成支援について標準的な実施方法を文書化している。	A	運営に関する基本方針や重点事項が記載された「すまいるスクール事業運営基本方針」は、区担当課が毎年、前年度末の2月に更新し、担当指導員と委託事業者に周知し、共通認識されています。
37	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	

(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
38	① 育成支援の方針を適切に策定している。	A
39	② 定期的に育成支援の評価・見直しを行っている。	B
(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
40	① 子どもに関する育成支援の記録が適切に行われ、職員間で共有している。	A
41	② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A

IV すまいるスクールの活動に関する事項

IV-1 子どもとの関わり

評価項目		評価	講評
(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備			
42	① 安心して過ごせる場としての環境を整備している。	A	学校の施設を利用するにあたり、学校管理職と共有できるよう、学校施設使用希望表を提出し、活動場所を確保しています。また施設内の安全については、安全管理チェックを実施して確認し、児童たちが安心して過ごせるよう配慮しています。
(2) 子どもにふさわしい受け入れ体制			
43	① 子どもがすまいるスクールに自ら進んで通い続けられるように援助している。	A	出席簿で、出席の把握を行っています。急な出欠席については、保護者からの電話連絡を電話連絡記録簿に記載し、出席簿に転記して対応しています。子どもたちにとって充実した毎日になるよう、イベントや行事を取り入れたり、勉強や読書を落ち着いてできる環境を整備しています。更に、身体を使って遊ぶことができるように校庭や体育館を利用したり、メリハリのある毎日になるよう心掛けています。
44	② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	A	

(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援		
45	① 子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように援助している。	A
46	② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	A
47	③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	A
48	④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	A
49	⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	A
評価項目		評 価
(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援		
50	① 支援が必要な児童の受入れの考え方を理解したうえで、受け入れに努めている。	B
51	② 支援が必要な児童の育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	B
52	③ 児童虐待の早期発見に向けた取組や適切な対応を関係機関と連携して行っている。	A
53	④ 子どもの国籍や文化、習慣等の違いに関わらず、互いを認め合い理解を深めるような取組を行っている。	A

毎日の受付、ランドセルかたづけ、学習タイムへの取り組み、校庭や体育館遊びや、室内遊びへの導入などルーティーンを大切にして取り組んでいます。特に、おしらせボードを活用して、使用できる場所やその日の取組みやイベント等を掲示して子どもたちに伝えることで、児童自身が自分たちで見通しをもって毎日を過ごすことができるように工夫しています。

また、夏まつり等の大きなイベントの係活動に対して、年齢相応の担当を担いつつ、高学年から低学年に担当が引き継がれるように工夫しています。日ごろの遊びについても同様に、上級生が低学年の児童たちの手本となり、遊びが継承できるように支援しています。

児童一人ひとりが、思い思いに過ごす中でも、お互いが気持ちよく過ごせるような環境（物的環境、人的環境）を整えつつ、児童が自主的に社会性や主体性が身につくような関わりを目指しています。特に、児童の言葉や態度に耳を傾け、児童一人ひとりの気持ちを大切にすることを職員全員で共有しています。

利用申し込み時に、すまいるスクール利用時に配慮が必要なことを記載することができ、保護者が事前面談を希望する場合は必ず面談の機会を設けています。

各種研修のほか区担当課が実施する専門家による巡回相談を年2回活用し、障害のある適切な支援に向けた助言を受け、子どもたちが安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組んでいます。日常の支援においては、学校とも連携し、児童の状態の把握や保護者の意向を踏まえた年間や学期ごとの目標を定め、どのように支援し（手だて）、結果がどうであったのか（評価）など、適切な支援にむけた構築が望まれます。

すまいるスクール事業運営基本方針に則り、必要に応じて子ども家庭支援センターや学校と常に連携を図っています。個別の支援が必要な児童だけではなく、多様な文化や背景を持つ児童も在籍しているため、遊びや生活を通して、自然に互いを認め合えるような関係性が作れるよう支援しています。

(5) 適切なおやつ（間食）の提供		
54	① 放課後児童クラブの時間帯におやつ（間食）を適切に提供している。	A
55	② 食に伴う事故（アレルギー、窒息、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	A
(6) 安全と衛生の確保		
56	① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	A
57	② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	A

IV-2 保護者・学校との連携

評価項目		評価	講評
(1) 保護者との連携			
58	① 保護者との協力関係を築いている。	A	児童の安心安全を確保するために、事故やケガ、トラブルなどについては、丁寧な対応を行っています。また、個別の面談のみならず、毎日のお迎え時などに相談しやすいよう、必ず保護者への声掛けを心掛けています。
(2) 学校との連携			
59	① 子どもの生活の連続性を保障するため学校との連携を図っている。	B	1週間に1回、学校で実施される生活指導夕会に参加し、学校との情報共有を行っています。日々の担任や副校長との連絡は密に行い、入学式後には2～4年生の担任、夏休み前後に1～3年の担任と情報交換を実施しています。
60	② 放課後等の子どもの充実した活動を展開していくために、学校との連携を図っている。	B	

IV-3 子どもの権利擁護

評価項目		評価	講評
61	① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	B	児童の人権に配慮した取り組みを行っており、ミーティング等で話し合ったり施設内研修を実施しています。今後は令和5年4月に施行される「こども基本法（子どもの権利を保障する法律）」の読み合わせを行ったり、障害者の権利に関する条約や世界人権宣言などもミーティング等で取り上げて、スタッフ全員で共有していくことが期待されます。

総 評

◇特に良いと思われる点

●担当職員は委託リーダー及びスタッフと良好な関係づくりを行っています

区の職員1名がすまいるスクールに担当指導員として配置されています。担当指導員は委託リーダーと綿密に打合せを行い、スタッフ間のコミュニケーションや事業運営、児童への共通理解の促進を図っています。スタッフミーティングにオブザーバーとして参加して情報共有を図り、児童の理解や対応等についてもアドバイスを行うなど、良好な関係づくりを行っています。また、委託スタッフが参加できる都や区の研修について委託リーダーに事前に伝え、受講を勧めたり、受講した研修内容はミーティング等の際に施設内研修を行ったり、資料を提供するなどして、委託リーダーやスタッフが共有できるように取り組んでいます。

●コロナ禍の制約の中でも、様々に工夫をしたフリータイムが実施されています

当事業の活動は、フリータイム、学習タイム、教室・イベントが主要な活動となっています。フリータイムについては、児童の放課後や夏休み等の学校休業中の活動、特に学童クラブの存在が必要とされる児童達にとっては、とても重要な取り組みです。コロナ禍において活動が大きく制限される中、児童の自主性・主体性を尊重し、創造性を高め、異年齢の関わりの中で社会性を身につけ、様々な遊びを通じた体験ができるように計画されています。

◇更なる改善が望まれる点

●地域との連携・協力関係、つながりを感じられる働きかけが望まれます

児童や保護者が地域で日常生活を安心・安全に送るために不可欠である地域の住民や町会、商店会等との協力関係を構築することが課題となっています。すまいるスクールでも学校と協力して地域との交流を深めることで、交通事情や地域の安全の状況、不審者情報を含めた地域の様々な情報を把握したり、長期休暇時や学校休業日、登下校の際の児童の安全がより守られるようになります。児童の生活を地域の様々な人々が見守り、健やかに成長していくことが、児童の将来の地域貢献につながっていくものと考えます。